

公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの 一部改正案について（概要）

令和7年12月
内閣府公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第3項に基づき、公正取引委員会委員長から内閣総理大臣に対し、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの変更について協議があったため、同法第29条第2号に基づき、諮問するもの。

【改正の概要】

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）が令和8年1月1日に施行されることに伴い、別表第1及び第2中の法律名について、「下請代金支払遅延等防止法」（略称：下請法）を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：取適法）に改めるもの（令和8年1月1日施行）。

【参考】公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）抄

（行政文書管理規則）

第10条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

（委員会への諮問）

第29条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)

府公第183号
令和7年12月17日

公文書管理委員会委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

諮詢問書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部を改正する訓令案について、別紙のとおり諮詢します。